

# 公務災害の認定状況と要因分析

(平成30年度～令和4年度認定分)

令和6年2月

地方公務員災害補償基金広島県支部

## 目 次

凡例	1
当支部における認定状況	4
1 概要	5
2 職種別の認定件数の推移	6
3 年代別の認定件数の推移	7
4 傷病別の認定件数の推移	8
5 事故形態別の認定件数の推移	8
職種別 災害発生状況	10
1 義務教育学校職員	11
(1) 過去5年の公務災害発生件数の推移	11
(2) 年代別発生状況	11
(3) 傷病別発生状況	12
(4) 事故形態別発生状況	12
2 義務教育学校職員以外の教育職員	13
(1) 過去5年の公務災害発生件数の推移	13
(2) 年代別発生状況	13
(3) 傷病別発生状況	14
(4) 事故形態別発生状況	14
3 警察職員	15
(1) 過去5年の公務災害発生件数の推移	15
(2) 年代別発生状況	15
(3) 傷病別発生状況	16
(4) 事故形態別発生状況	16
4 消防職員	17
(1) 過去5年の公務災害発生件数の推移	17
(2) 年代別発生状況	17
(3) 傷病別発生状況	18
(4) 事故形態別発生状況	18
5 電気・ガス・水道事業職員	19
(1) 過去5年の公務災害発生件数の推移	19
(2) 年代別発生状況	19
(3) 傷病別発生状況	20
(4) 事故形態別発生状況	20
6 清掃事業職員	21
(1) 過去5年の公務災害発生件数の推移	21
(2) 年代別発生状況	21

(3) 傷病別発生状況	22
(4) 事故形態別発生状況	22
7 医療従事職員	23
(1) 過去5年の公務災害発生件数の推移	23
(2) 年代別発生状況	23
(3) 傷病別発生状況	24
(4) 事故形態別発生状況	24
8 その他の一般職員	25
(1) 過去5年の公務災害発生件数の推移	25
(2) 年代別発生状況	25
(3) 傷病別発生状況	26
(4) 事故形態別発生状況	26
統計表	27

## 凡 例

- 1 資料中の認定件数は、地方公務員災害補償基金広島県支部（以下「当支部」という。）において、当該年度中に公務災害（通勤災害は含まない。以下同じ）として認定された件数をいい、被災職員1人につき同一災害に係るものを1件として計上した。
- 2 資料中の千人率は、対象職員千人当たりの認定件数をいい、次の式により算出している。  
**【千人率（件）＝認定件数／対象職員数×1,000】**  
 ※対象職員数は、各年度の当支部作成の支部だよりによる。
- 3 各資料における構成比の数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

### 4 分類項目

#### (1) 職員区分

分類項目	説明等	略称
義務教育学校職員	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により国が経費の一部を負担しているものをいう。	義務教育
義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く。)の職員をいう。	義務その他
警察職員	都道府県警察の職員(国家公務員である職員を除く。)をいう。	警察
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員をいう。	消防
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業等に従事する職員(水道事業には、簡易水道事業を含む。)をいう。	電気ガス水道
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員をいう。	清掃
船員	船員法第1条に規定する船員である職員をいう。	船員
医療従事職員	医療機関に勤務する職員をいう。	医療
その他の一般職員	上記に掲げる職員以外のすべての職員をいう。	その他

(注) 地方公務員災害補償基金業務規程第33条に定める区分による。ただし、運輸事業職員は、平成24年度から当支部に対象職員がないため除く。また、同規程の「その他の職員」については、医療従事職員とその他の一般職員に区別している。

#### (2) 傷病

複数の傷病がある場合、診断書に記載された主たる傷病名で区別している。

#### (3) 事故形態

事故形態とは、傷病を受ける元となった起因物が関係した現象をいい、分類に当たっては、起因となる物又は物質にどのように接触し又はばく露されたかを示すものを選択する。

なお、2種以上の事故の型が競合する場合及び事故の型を決める判断に迷う場合には、次の順位により選択する。

ア 災害防止対策を考える場合での重要度による。

イ 発端となった現象による。

ウ 次の表の上位の順による。

分類項目	説明等
墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所が崩れ、動揺して墜落した場合、車両系機械等とともに転落した場合を含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合は感電に分類する。
転倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合で、つまずき又はすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械等とともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合は感電に分類する。
激突	墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合で、機械の部分、ドア、バックネット等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械等とともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人に当たった場合をいう。野球のボール、切断片等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
崩壊・倒壊	堆積した物(灰等を含む。)、足場、建築物等が崩れ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。立てかけてあった看板等が倒れた場合、落盤、なだれ、地滑り等の場合を含む。
激突され	飛来・落下、崩壊・倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。構内等において自動車にぶつけられた場合、動いている機械の部分等が当たった場合を含む。交通事故は除く。
はさまれ・巻き込まれ	物に挟まれる状態及び巻き込まれる状態で、つぶされ、ねじられる等をいう。構内等において自動車にひかれた場合、自動車と壁に挟まれた場合を含む。交通事故は除く。
切れ・こすれ	こすられた場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いた場合を含む。踏み抜いて墜落した場合は、墜落・転落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 【高温の場合】 火炎、アーク、熔融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 【高温の場合】 炉前作業中の熱中症等高温の環境下にばく露された場合を含む。 【低温の場合】 冷凍庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症及び高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合をいう。有害物等には、病原菌、細菌を含まない有害物等との接触(これらに感染、死亡した場合はその他に分類する。)

次のページに続く

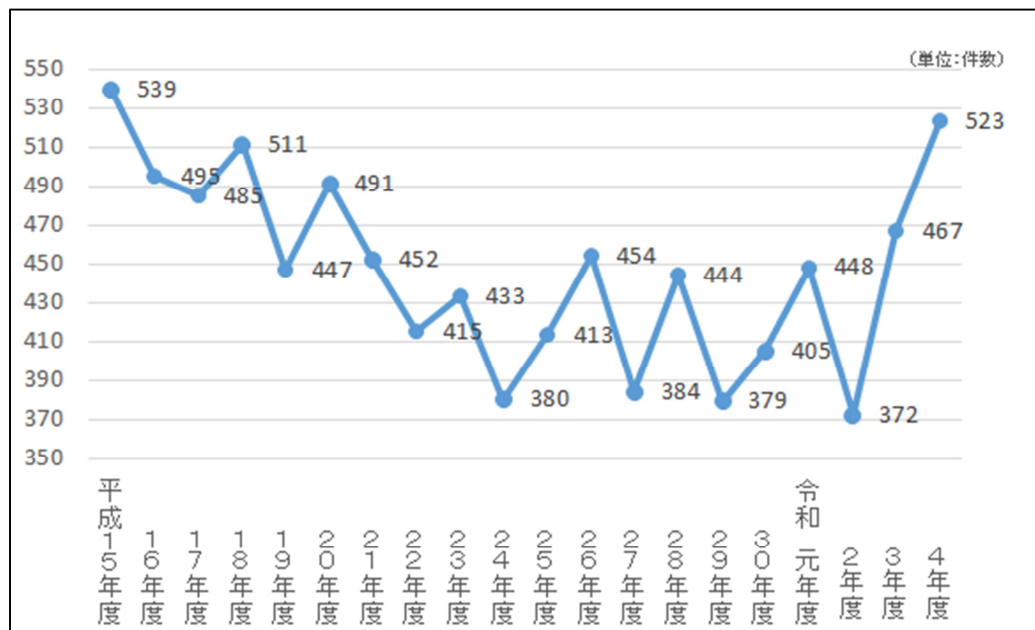
感電	帯電体に触れ又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。
爆発	圧力の急激な発生又は解放の結果として、爆音を伴う膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であっても、ここに分類する。
破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。
火災	火によるものをいう。爆発によるものを除く。
交通事故（道路）	交通事故のうち、道路交通法適用の場合をいう。
交通事故（その他）	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げてぎっくり腰となるような身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等に起因して、筋をちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落・転落、転倒に分類する。
故意の加害行為	未必の故意による加害行為を含む。
汚染血液による事故	針刺し事故等をいう。
その他	上記のいずれにも分類されない場合をいう。

## 当支部における認定状況

## 1 概要〔統計表 表1〕

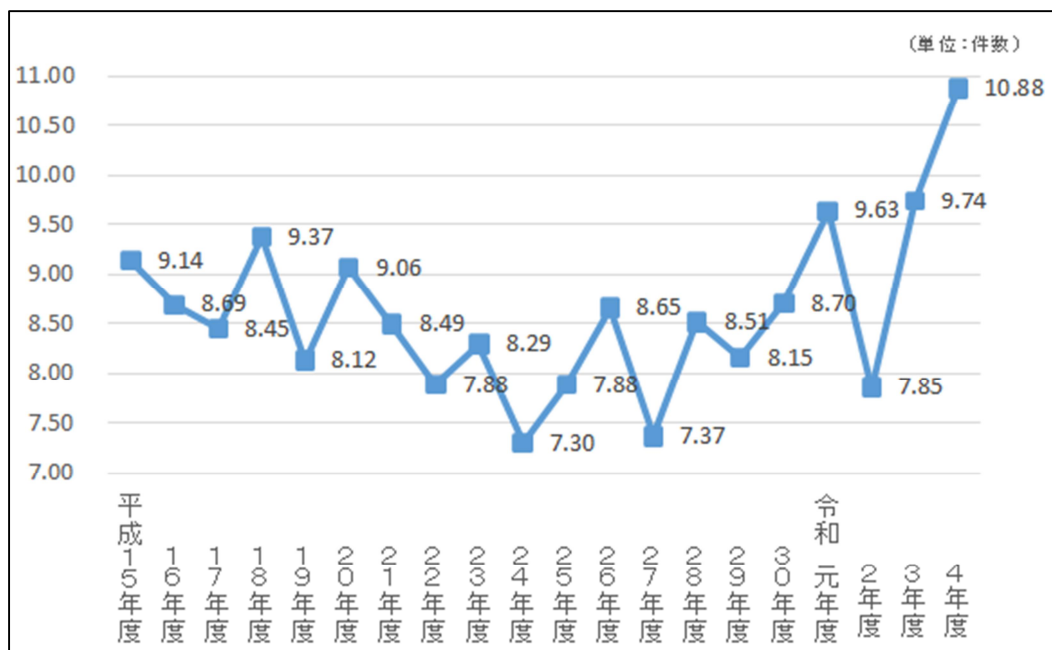
当支部が公務災害として認定した、過去20年の件数の推移について見ると、ピークの平成15年度と比較して、令和2年度では約7割程度まで減少したが、令和3年度になると467件、令和4年度は523件と増加しており、令和2年度に比べ令和4年度は151件（40.5%）増加した。

図1 公務災害の認定件数の推移



また、職員千人当たりの認定件数の割合（千人率）の推移を見ると、認定件数の推移とほぼ同じ傾向が見られるが、令和4年度は10.88件と、過去20年間で最も高い数値となっている。

図2 公務災害の認定件数（千人率）の推移





## 2 職種別の認定件数の推移〔統計表 表3〕

平成30年度から令和4年度まで（以下「過去5年」という。）の職種別の認定件数の推移について見ると、「警察職員」と「医療従事職員」に特徴が見られる。

「警察職員」では、令和2年度に大幅に減少した。新型コロナウイルスの感染拡大による術科訓練等の減少が要因と見られる。令和3年度以降は増加傾向にあり、令和4年度は令和2年度の2倍以上となっている。

「医療従事職員」では、継続して増加傾向にあり、令和4年度においては、発生件数は平成30年度の2倍、職種全体の約3割となっている。新型コロナウイルス患者の増加に伴う、業務量の増加等が要因と見られる。

図3 職種別発生件数（年次推移）

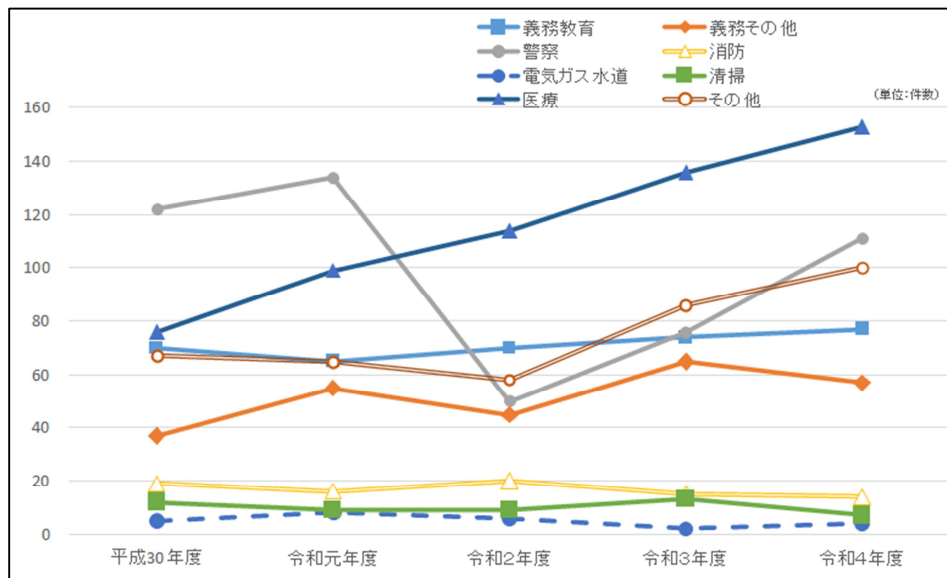
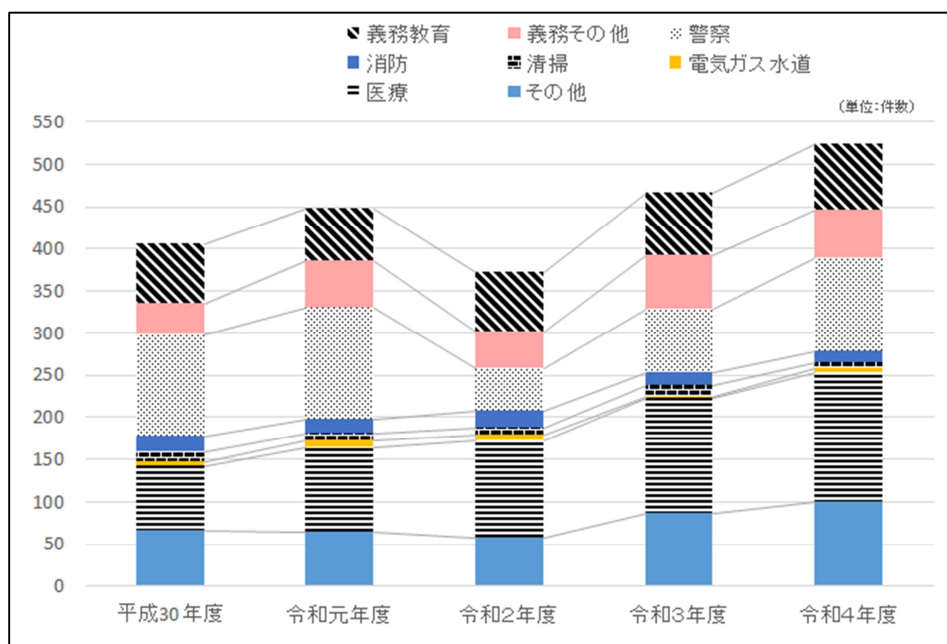


図4 職種別発生件数（職種割合）



### 3 年代別の認定件数の推移〔統計表 表5、表6-1〕

過去5年の年齢別の認定件数の推移について見ると、平成30年度と令和4年度を比較すると、「10代」を除いて、いずれの年代でも増加している。特に、「60代」については、件数の増加が続いている。

また、過去5年の発生割合を見ると、「20代」が最も多く、次いで「30代」で多く発生しており、両者を合わせると、全体の過半数を占めている。

図5 年代別発生件数（年次推移）

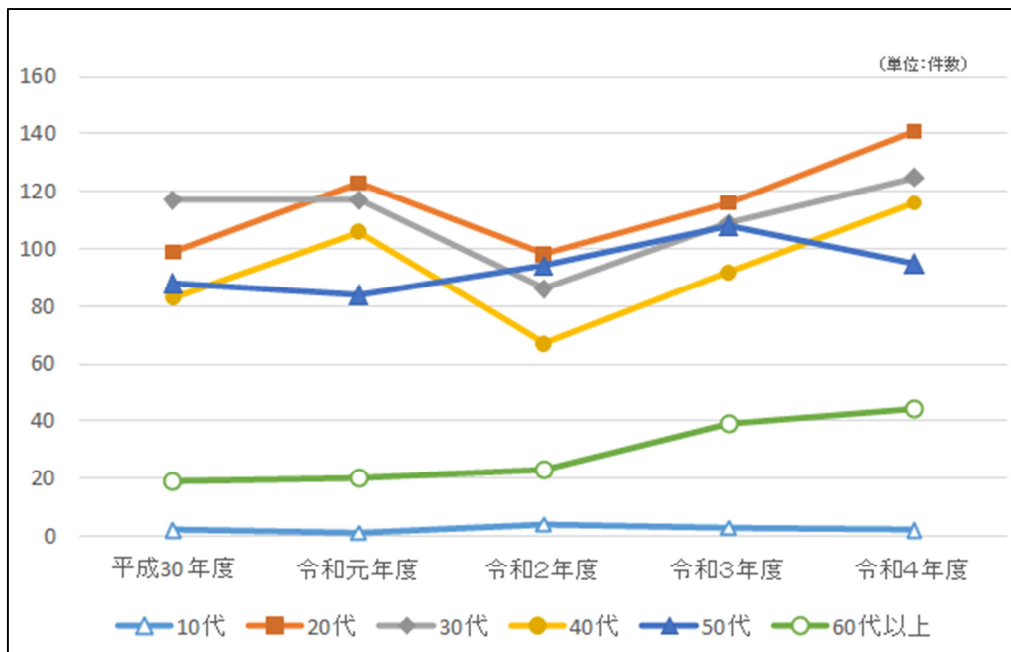
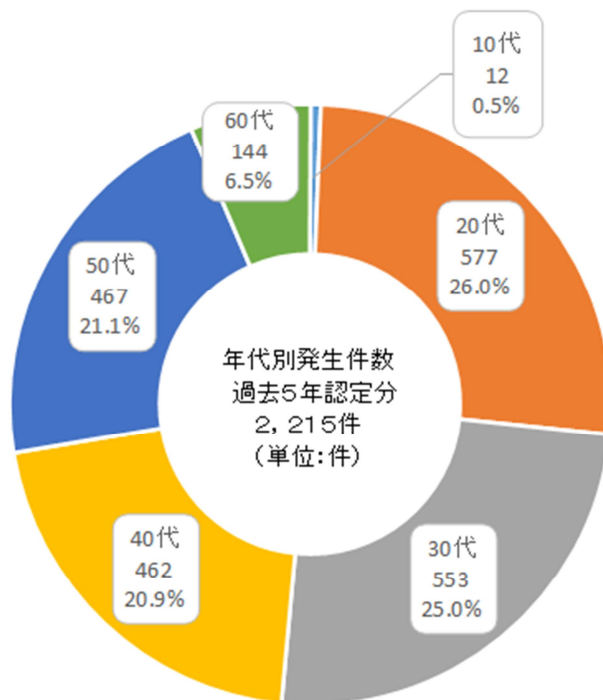


図6 年代別発生件数（過去5年認定分）



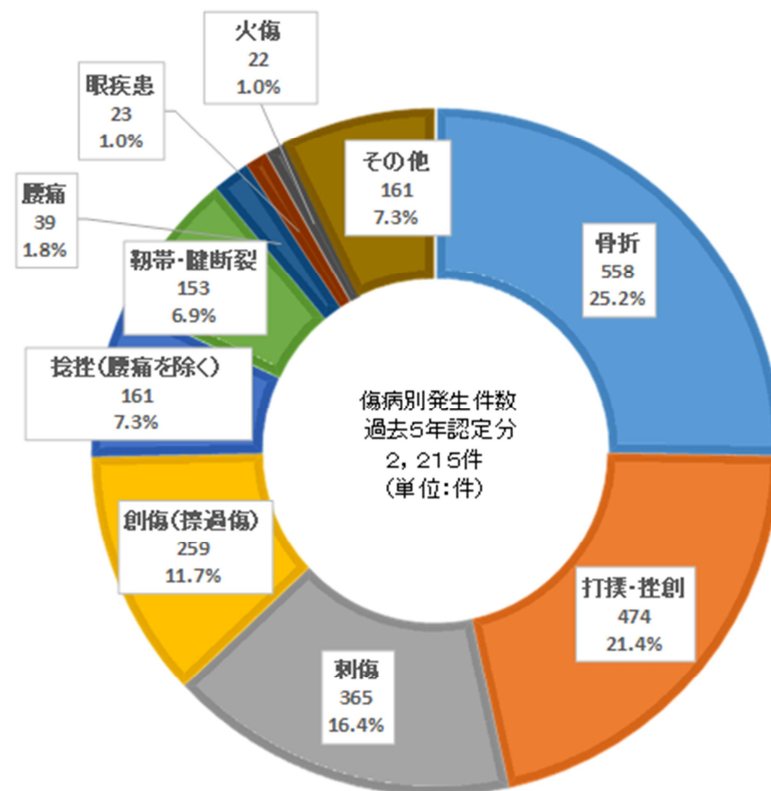
#### 4 傷病別の認定件数の推移〔統計表 表7、表8、表9〕

過去5年の傷病別の発生件数を見ると、「骨折」、「打撲・挫創」、「刺傷」、「創傷（擦過傷）」が多く、全体の4分の3を占めている。

また、年度別の発生状況上位3項目を見ると、いずれの年度においても、「骨折」及び「打撲・挫傷」が上位にあがっており、全体の約半数を占めている。

なお、傷病別職種別における過去5年の発生件数においても、年度別と同様の傾向が見られるものの、警察職員では「靭帯・腱断裂」が、医療従事職員では「刺傷」が上位にあがっているなど、職種により、内容に特徴が見られるものもあった。

図7 傷病別発生件数（過去5年認定分）



#### 5 事故形態別の認定件数の推移〔統計表 表11、表12、表13、表14-1〕

過去5年の事故形態別の発生件数を見ると、「汚染血液による事故」、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」「激突」の順に多くなっており、全体の過半数となっている。年度別の発生状況上位3項目を見ても、これら4形態のいずれかが上位にあがっている。

職種別における過去5年の発生件数においては、「転倒」がいずれの職種でも上位にあがっているが、教員や警察などでは「動作の反動」が、医療従事者では「汚染血液による事故」が上位にあがっているなど、職種により事故形態に特徴が見られた。

図8 事故形態別発生件数（過去5年認定分）

